別紙２

口永良部島の噴火警戒レベルの改定について

○口永良部島では、火山防災協議会による検討により、従前の新岳火口を中心とした警戒が必要な範囲に、古岳火口を中心とした範囲を追加しました。

○噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」は以下のように変更になります。

現行

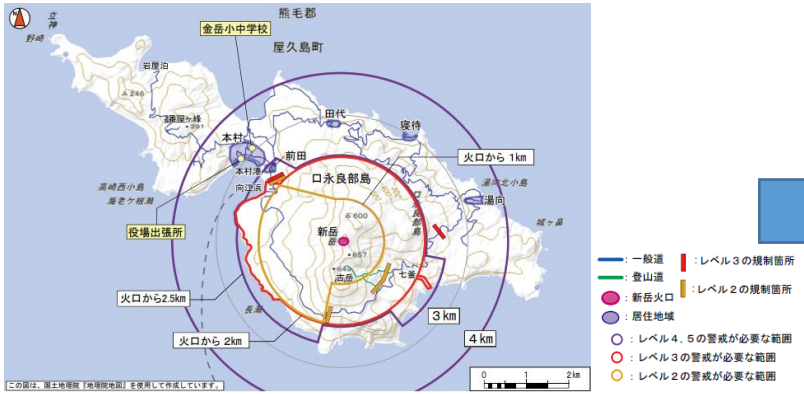

改定後

現行	噴火警戒レベルの各レベルに応じた「警戒が必要な範囲」（令和6年3月 27 日 11 時まで）
レベル5	新岳火口から概ね2.5km あるいは概ね4km
レベル4	
レベル3	新岳火口から概ね2km 以内の範囲
レベル2	新岳火口から概ね1km 以内（西側は新岳火口から概ね2km 以内）の範囲
レベル1	状況に応じて火口内への立入規制等

改定後	噴火警戒レベルの各レベルに応じた「警戒が必要な範囲」（令和6年3月 27 日 11 時以降）
レベル5	新岳及び古岳火口から概ね2.5km あるいは概ね4km
レベル4	
レベル3	新岳及び古岳火口から概ね2km 以内の範囲、古岳火口から2.5km 以内の範囲（古岳火口から 2.5km 付近まで大きな噴石が飛散した場合）
レベル2	新岳及び古岳火口から概ね1km 以内（西側は新岳火口から概ね2km 以内）の範囲
レベル1	状況に応じて火口内への立入規制等